

農地 に関する手続きは 「農業委員会」へご相談ください!!

1. 農業委員会とは

農地法に基づく農地の権利移動の許可、農地転用案件への意見具申など、農地に関する事務を執行する行政委員会です。

農地を相続・売買・賃借・転用などをするときは、必ず農業委員会の許可を受けましょう。

2. 農業委員会への申請

3条許可申請	・ 農地の所有権移転 ・ 耕作権の設定
4条許可申請	・ 自己所有農地を自らが転用
5条許可申請	・ 権利の移転、設定を伴う転用

転用とは、農地を耕作以外の目的で利用することです。
(例) 畑から宅地に変更して家を建てる など



3. 申請書の提出締切

毎月15日を申請書提出締切としています。(12月は10日まで)

期限を過ぎてからの申請は受付できませんのであらかじめご了承ください。

4. 申請から許可までの流れ (3条許可申請の場合)



— お問い合わせ先 —

大河原町農業委員会(大河原町役場3階⑧番窓口)

TEL:0224-87-6277 FAX:0224-53-3818

詳しくは町ホームページをご覧ください。 **大河原町農業委員会 検索**

